

# 2020年度 指導要録作成の留意点

## ポイント

- ◎小学校は2020年度より3観点の学習評価に移行し、新しい参考様式を踏まえた指導要録を作成することになっています。中学校の学習評価と指導要録についても2021年度より全面的に移行予定です。
- ◎新型コロナウイルス感染症による臨時休校や分散登校を実施した学校は、指導要録を作成する際に注意が必要です。特に、学期末・年度末の総括的評価、「出欠の記録」欄の記入では気をつけてください。

## Q&A

以下は、文部科学省が公開している、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A」（5月21日時点）を基にまとめました（2020年6月時点の最新版）。同資料は随時更新されているので、適時チェックすることをお勧めします。また、指導要録を作成する際は、必ず自治体や学校の定めに従ってください。

### Q1 休校期間は「出欠の記録」にどのように記載すればよいですか？

従来の指導要録作成の考え方にに基づき、今般の休校期間は「授業日数」に含めないと考えられます。文科省（2020）は「学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、授業日数には含まないものとして記録を行う」としています。

### Q2 休校中の登校日は「授業日数」にカウントしてよいですか？

今般の休校中の登校日は、「授業日数」に含めることが考えられます。文科省（2020）は「臨時休業期間中に授業日としての登校日を設けていただくことは可能です。当該日は臨時休業日ではないという扱いになります」としています。

休校中のオンライン授業については、小中の標準授業時数にはカウントしないとの見解を文科省が示しています（文科大臣会見録、2020年4月10日）。

### Q3 分散登校を実施した場合の「授業日数」はどうなりますか？

分散登校日を「授業日数」に含めるかはケースバイケースで、自治体や学校の定めに基づいて検討します。文科省（2020）は「学校の一部を休業として登校日を設ける場合の出欠の取扱い」について、「学年の全部を休業とした日数は授業日数に含めない」こと、また「学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については『出席停止・忌引等の日数』として記録する」としています。

### Q4 児童生徒の発熱を確認し、帰宅・自宅休養させた場合は？

文科省（2020）は「学校で児童生徒等の発熱を確認した場合」の対応として、「当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください」としています。その上で、「指導要録上は、『欠席日数』とせずに、『出席停止・忌引等の日数』として記録してください」としています。

### Q5 児童生徒等の中に濃厚接触者が特定された場合は？

文科省（2020）は「学校内の児童生徒等の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の『出席停止』の措置をとってください」としています。

### Q6 保護者から学校を休ませたいと相談された場合は？

ケースバイケースですが、「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも考えられます。

文科省（2020）は、「新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上『出席停止・忌引等の日数』として記録し、欠席とはしない場合もありうると考えられます（『非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日

数』について柔軟に判断することとなります）」としています。

### Q7 海外から帰国した児童生徒が自宅待機を要請された場合は？

文科省（2020）は、「海外から帰国した児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合」について、「その期間は学校保健安全法第19条に定める出席停止として取り扱って構いません」としています。

### Q8 休校中の家庭学習の内容を学習評価に反映してよいですか？

反映してよいと考えられます。文科省（2020）は、「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができます」としています。

### Q9 家庭学習の成果を学習評価に反映する場合、「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」はどのように評価すればよいですか？

各観点の評価の手立ては、中央教育審議会（2019）などに例示されています。

家庭学習の成果を評価に反映することについて、文科省（2020）は、「それぞれの実態に応じて検討いただくこととなりますが、一般論としては、①ワークブックやプリント、ノートへの記述など家庭学習の直接の成果物を求める方法により把握できる情報と、②登校日や家庭訪問等、児童生徒と直接やりとりをする方法により把握できる情報とを適切に組み合わせた指導計画を立案し、その下での学習評価の方法を検討いただくことが重要」としています。

## 引用・参考文献：

- 文部科学省（2020）『新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A（5月21日時点）』萩生田光一文部科学大臣記者会見録（2020年4月10日） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/daijin/detail/mext\\_00052.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00052.html)
- 文部科学省（2019）『小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（30文科初第1845号）』
- 中央教育審議会（2019）『児童生徒の学習評価の在り方について（報告）』
- 無藤隆・石田恒好ほか編著（2020）『新指導要録の記入例と用語例 小学校』『同 中学校』図書文化
- 無藤隆・石田恒好ほか編著（2019）『新指導要録の解説と実務 小学校』『同 中学校』図書文化